

令和8年度
共同浴場煙突調査業務
仕様書

令和8年4月
市民課 環境生活係

目次

第1編 共通仕様書	1
第1節 総則	1
1. 目的	1
2. 業務委託名	1
3. 履行期間	1
4. 業務委託の項目	1
5. 成果品	1
第2節 一般事項	1
1. 適用範囲	1
2. 業務項目	1
3. 業務管理	1
4. 法令等の遵守	2
5. 秘密の保持	2
6. 提出書類	2
7. 補償費用等	2
8. 土地の立入り等	2
9. 協議	2
10. 疑義	2
11. 検査	3
12. 資料の貸与	3
第2編 業務特記仕様書	4
第1節 業務計画	4
1. 業務計画書の作成	4
第2節 業務内容	4
1. 煙突調査	4
2. 報告書の作成	4
3. 打合せ	4

第1編 共通仕様書

第1節 総則

1. 目的

本業務は、夕張市が整備した温浴施設について、煙突の劣化状況を調査し、今後の温浴施設の維持等の方向性を決定するための資料とすることを目的とするものである。

2. 業務委託名

共同浴場煙突調査業務

3. 履行期間

契約締結日より令和8年12月28日

4. 業務委託の項目

(1) 調査

煙突劣化状況調査

(2) 調査実施建物

夕張市リフレッシュセンター清陵（清陵浴場）

（北海道夕張市清水沢清陵町62番地6）

5. 成果品

受託者は、業務完了日に下記の成果品を提出するものとする。

(1) 共同浴場煙突調査報告書 A4版報告書 5部（原稿一式）

(2) 上記の電子データ CD-ROM等の電子記録媒体 1式

第2節 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は、夕張市（以下「甲」という。）が計画している「令和8年度共同浴場煙突調査業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

2. 業務項目

業務に係る項目は、共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

3. 業務管理

(1) 本業務は、業務の円滑な推進を図るために、受託者（以下、「乙」という。）は十分な経験を有する管理技術者を配置して実施することとし、管理技術者は以下の①及び②の要件を満たす者とする。また、担当技術者には③の要件を満たす者を配置すること。なお、管理技術者及び担当技術者は、本業務受託者と直接的且つ恒常的な雇用関係にあるものとし、業務着手時に要件を満たしていること証明する書類を提出するものとする。

①技術士法における技術士資格の衛生工学部門 廃棄物・資源循環（旧制度を含む）

または総合技術管理部門（衛生工学部門 廃棄物・資源循環）（旧制度を含む）の資格を有する者

②自治体における、自治体施設の劣化状況調査の業務経験を有する者

③一級建築士等（構造、設備を含む）の建築設計・監理に関わる国家資格を有する者（北海道内に所在する本社又は契約受任者である支店、営業所等の拠点に常駐している者であること。）

4. 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては関係法令等を遵守しなければならない。

5. 秘密の保持

乙は業務の遂行上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

6. 提出書類

乙は、業務の着手および完了に当たって、甲が契約約款に定めるものを含め、次の書類を提出しなければならない。

(1) 着手届

(2) 管理技術者届（資格証の写し及び市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）を含む）

(3) 業務工程表

(4) 完了届

7. 補償費用等

本業務において立入り調査等のため、補償の必要が生じた場合は別途その取扱いを業務担当員と協議する。

8. 土地の立入り等

本業務を進めるにあたり、収集区域以外の公有地・私有地等に立入って調査を行わなければならない場合は、業務担当員と十分協議の上実施しなければならない。

9. 協議

乙は本業務を進めるに当たり、甲との打合せ協議を定期的実施する他、必要に応じて実施するものとする。又、本業務遂行上他部局等関係機関との協議を必要とする場合は、乙は誠意をもって当たらなければならない。

10. 疑義

本業務の仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、乙は速やかに甲と協議し、甲の意図を十分に理解し業務を遂行する。

11. 検査

本業務は、甲の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、乙は速やかに訂正しなければならない。又、これに伴う費用は受注者の負担とする。

12. 資料の貸与

甲は、業務に必要な資料を所定の手続きによって貸与するものとする。又、乙は貸与された資料は業務完了時に、甲に返却するものとする。

第2編 業務特記仕様書

第1節 業務計画

1. 業務計画書の作成

乙は、業務の実施に当たり「業務実施計画書」を作成し、業務着手前に甲に提出し、承諾を得なければならない。

第2節 業務内容

1. 煙突調査

(1) 肉厚測定

煙突外周部において、1 mごとに4方向の肉厚測定（40 カ所を想定）を実施する。

(2) 傾斜測定

煙突の4方向について、傾斜測定を実施する。

2. 報告書の作成

以下の内容を含む報告書を作成する。

(1) 調査する温浴施設の煙突の概要を整理する。

(2) 温浴施設のメンテナンス状況等について整理する。

(3) 煙突に関する法令について整理する。

(4) 1. 煙突調査に基づく、報告書を作成する。

3. 打合せ

打合せは初回1回、中間1回及び報告書提出時1回の3回を基本とし、適宜実施する。